

完成検査済証の交付を受けたのち使用すること

(4) 次に掲げる事項を表示した平面図、立面図等を仮使用承認申請書に添付すること

- ア 建築物又は工作物の構造
- イ 工事部分及び仮使用部分
- ウ 火気を使用する工事部分
- エ 養生堀
- オ 消火設備及び警報設備

(5) 地下貯蔵タンク及び埋設配管の廃止の工事が伴う場合には、市規則別記第5号様式（作業明細書）のその他必要事項欄に廃止タンク及び埋設配管について、大阪市危険物規制等事務処理要綱（昭和53年消防長（危）第31号）第21条第1号に定める別記第12号様式の危険物施設等廃止時における留意事項等が記載されていること

第3 予防規程認可基準

1 申請の方法

- (1) 法第11条第1項の規定により設置許可を受け、又は変更許可を受けたもので、その貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を変更することにより、予防規程の作成が必要となる場合は、完成検査申請書を提出する前に行うこと
- (2) 法第11条の4第1項の規定により、貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の変更を届け出る場合で、予防規程の作成が必要となるときは、届出書の提出と同時に行うこと
- (3) (1)及び(2)以外の場合で予防規程の内容を変更する場合は、遅滞なく行うこと

2 基本事項

- (1) 予防規程は、製造所等の存する事業所を単位に作成することが適当であること
- (2) 予防規程の内容が法第10条第3項の技術上の基準に適合していること
- (3) 製造所等の安全管理に実効を挙げることのできるものであること
- (4) 予防規程が適切に運用できるものであること
- (5) 予防規程の適用範囲は、製造所等の全域とすること
- (6) 予防規程は、事業所のすべての従業員及び関係者が遵守する義務があること
- (7) 給油取扱所については、出入者に対し必要に応じて、従業員が予防規程の内容を告知する義務があること
- (8) 規則第61条に規定する製造所等のうち、規則第9条の2に規定する製造所等については、保安規程又は危害予防規程を法第16条の5の規定に基づき、予防規程に代える資料として提出させること

3 予防規程に定める事項

予防規程に定める事項は、規則第60条の2に規定するもののほか、次の各号に定める事項に応じ、当該各号に定めるものを具体的に記載すること

- (1) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関する事項
 - ア 保安業務の内容と役割分担

- イ 保安業務の各役割の担当者
 - ウ 保安業務の各役割の代行者
 - エ 交替時の引継方法及び引継事項
- (2) 化学消防自動車の設置その他自衛の消防組織に関する事項
- ア 自衛の消防組織の活動内容
 - イ 自衛の消防組織の構成員と活動体制等の役割分担
 - ウ 自衛の消防組織の構成員の代行者
- (3) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関する事項
- ア 保安教育の対象者の区分
 - イ 保安教育の内容、教育方法、訓練方法
 - ウ 保安教育の時期
- (4) 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関する事項
- ア 巡視、点検及び検査の時期、内容及び方法
 - イ 巡視、点検及び検査の実施者並びに当該実施者に必要な資格
 - ウ 巡視、点検及び検査の確認責任者、確認方法等の結果確認に関する体制
 - エ 巡視、点検及び検査により不備事項等を発見した場合の応急措置及び報告
- (5) 危険物施設の運転又は操作に関する事項
- ア 安全かつ適正に運転するための基準
 - イ 火気の使用を伴う運転又は操作がある場合は、火気の取扱基準
 - ウ 緊急時における運転の停止、保安装置等の作動及び運転再開時の点検及び操作基準
 - エ 運転員等の交替時の引継方法及び引継事項
- (6) 危険物の取扱い作業の基準に関する事項
- ア 政令第24条から27条までに規定する遵守事項に対応した基準
 - イ 危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準（アに該当するもの以外）
 - ウ 給油取扱所については、次に掲げる事項
 - (ア) 無資格者が危険物を取り扱う場合における危険物取扱者の立会い義務
 - (イ) 給油、注油時における油種の確認
 - (ウ) 危険物受入作業時における危険物取扱者の立会義務と品目の確認及び受け入れタンクの残量確認
 - (エ) みだりに火気及び火花等を発生させる機械器具の使用の禁止
 - (オ) 危険物の積みおろし時、給油時等における自動車等のエンジン停止の確認
 - (カ) 灯油の小分け時における容器の消防法令基準適合の確認及び注入済容器の放置の禁止
 - (キ) その他給油取扱所の形態等に応じ必要な事項
- (7) 補修等の方法に関する事項
- ア 補修等の工事について、工事計画作成段階から工事終了後までの関係者の連絡体制
 - イ 補修等の工事に関する保安の措置及び安全確認体制

- ウ 補修等の工事終了後の安全確認方法
- (8) 製造所及び一般取扱所にあつては、危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策に関する事項
 - ア 事故事例等を参考に、危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う火災、爆発又は漏えいの発生及び拡大の要因を整理し、必要と考える対策
- (9) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、顧客に対する監視その他保安のための措置に関する事項
 - ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下「危険物取扱者等」という。）の体制
 - イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練
 - ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示
 - エ 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定
 - オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検
- (10) 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関する事項
 - ア 火災、漏えい、地震等の緊急時における通報連絡体制及び手段
 - イ 火災、漏えい、地震等の緊急時における避難
 - ウ 火災、漏えい、地震等に対する応急措置方法（資機材を含む。）
- (11) 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する事項
 - ア 地震が発生した場合に、優先順位を考慮した施設及び設備に対する点検、運転停止等の措置
 - イ 異常発生危険性を想定した従業員の緊急参集、資機材等の調達その他の必要な事前措置
 - ウ 大阪府が作成する「大阪府津波浸水想定」において、津波による浸水が想定された地域に所在する製造所等及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域に所在する製造所等については、「危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について」（平成24年8月21日付け消防危第197号）の第1（1を除く。）及び第2に規定する事項
- (12) 危険物の保安に関する記録に関する事項
 - ア 点検・検査の記録
 - イ 設備の故障、補修等に関する記録
 - ウ 作業手順の変更に伴う保安設備に関する変更の記録
 - エ 異常時の応急措置に関する記録
 - オ 事故に関する記録
 - カ 記録の保存方法

(13) その他危険物の保安に関し必要な事項

ア 火災警報その他気象上の警報注意報等が発令された場合における火気使用の中止、危険場所への立入禁止等適切な措置

イ 給油取扱所については、次に掲げる事項

(ア) 給油又はこれに附随する注油、自動車の点検・整備若しくは洗車と関係のないものを対象とした業務の禁止

(イ) 給油業務を行っていないときの係員以外の者の出入禁止措置の実施

(ウ) 給油取扱所内にいる客等の状況に応じた十分な係員の配置及びこれによる整理、誘導の実施

(エ) その他給油取扱所において行う給油及び注油以外の業務の内容に応じ、必要な事項

(オ) 駐車について、給油のための一時的な停止を除き、あらかじめ明示された駐車禁止の場所以外の場所において行わせることについて

ウ その他必要と認める事項

(14) 次の場合は、(1)から(13)に加え、次に掲げる事項

ア 単独荷卸しを行う場合

(ア) 危険物保安監督者及び従業員に対する教育

(イ) 安全対策設備の維持管理

(ウ) 単独荷卸しの実施

(エ) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応

(オ) 単独荷卸しの仕組みについて、安全対策設備、単独荷卸しを実施する運送業者及び石油供給者が実施すべき事項

(カ) 単独荷卸し時における製造所等の危険物保安監督者、従業員の体制

イ 給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合

(ア) 携帯型電子機器への保護措置

(イ) 携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制

(ウ) 携帯型電子機器の使用中に火災などの災害が発生した場合に取るべき措置

ウ 給油取扱所において屋外での物品の販売等の業務を行う場合

「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（令和2年3月27日付け消防危第88号）1に関する事項

エ 給油取扱所において営業時間外における販売等の業務を行う場合

「給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について」（令和3年3月30日付け消防危第50号）2（(4)②を除く。）及び「給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について（通知）」（令和3年6月30日付け消規第185号）2に関する事項

オ ドライコンテナにおいて危険物を貯蔵する場合

(ア) ドライコンテナを倉庫等の用途に使用する目的外使用の禁止

(イ) 貯蔵中におけるドライコンテナの常時施錠

- (ウ) ドライコンテナを積み上げて貯蔵する場合における収納された危険物が同類である
こと及びドライコンテナの頂部が6メートルを超えないことの制限
- (エ) ドライコンテナ外部に行う品名、危険等級、化学名、数量及び危険物に応じた注意
事項の表示
- (オ) 点検等を行うためのドライコンテナ相互間の間隔